

専任の学校司書を配置し、学校図書館教育の充実を求める（見解）

臨時教職員 350 人首切りが図書館機能を低下させた

大阪府監査委員は 9 月 24 日、2013 年度の監査結果を知事に報告し、府立高校の約 2 割にあたる 24 校の図書館が、昼休みや放課後などに生徒が利用できない「開かず」の状態にあるとして、その改善を求めました。

そもそも府立高校の図書館には全国に先駆けて図書館担当実習教員が配置され、充実した図書館活動を築いてきました。1970 年代に実習教員の定数削減が強行されたものの、非常勤補助員の配置により専任職員を確保し、図書館教育を維持してきました。しかし府教委は 2008 年に非常勤補助員 350 人の一斉解雇をおこない、同時に「図書館運営は職員全体でおこなう」などとして、図書館担当実習教員の廃止を強行しました。府高教は専任の図書担当者廃止が図書館教育の後退となると指摘し、解雇・削減に反対するとともに一貫して定員の回復を求めてきました。

監査委員が指摘する「開かずの図書館」となった原因が、橋下府政以降の専任の図書館担当者の廃止にあることはあきらかです。

学校図書館には「外部人材」でなく、専任の教職員配置が必要

生徒の読書活動の支援をはじめ生徒の学習指導に必要な資料提供など、学校図書館には学校教育にとって必要不可欠な役割があります。選書や蔵書管理にとどまらず、教育活動も含めて図書館業務は多岐にわたっています。府教委「学校図書館運営体制の基本的方針（2011 年 3 月）」でも、「読書指導の場である『読書センター』としての機能と、児童・生徒の自発的、主体的な学習活動を支援するとともに、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する『学習・情報センター』としての機能がある。」とし、円滑な運営を促しています。またその具体化として府教委が示した「学校図書館活性化ガイドライン（2011 年 3 月）」では、学校図書館の運営方法を細かく例示しています。同様の趣旨から 2014 年 6 月、「学校図書館法の一部を改正する法律」が成立し、学校図書館に学校司書を置くよう努めなければならない」とされました。付帯決議では、学校司書は「専門的知識及び技能」により学校図書館を運営するとされ、将来的な定数化や全校配置、教育的役割を考慮した位置づけが謳われています。このように今日では学校図書館教育の充実が国民的合意となっているといっても過言ではありません。

学校図書館教育の充実を保障するためには当該業務に必要な専門知識を持ち責任を負う専任教職員の配置が不可欠であり、「外部人材」配置では問題の解決になりません。また教職員が分担して図書館運営をおこなうことは、府教委が自らの課題としている教職員の長時間労働解消に逆行するものです。

以上の観点に立って、府高教は府教委に対して次の事項の実現を求めます。

- ①改正学校図書館法の趣旨を尊重し、専任・専門・正規の学校司書を全校に配置すること。
- ②当面の措置として、図書館担当の経験をもち図書館教育についての専門的知識・技能を有する実習教員を学校司書として改めて配置すること。

以上